

第十九回国会 郵政委員會議録第二十一号

昭和二十九年四月二十八日(水曜日)

午後二時十五分開議

出席委員

委員長 田中龍之進君

理事小林 綱治君 理事羽田武嗣郎君

理事船越 弘君 理事大高 康君

理事山花 秀雄君

飯塚 定輔君 河原田藤吉君

坂田 英一君 武知 勇記君

櫻内 義雄君 佐藤彌次郎君

海沼稻次郎君

出席政府委員

郵政事務次官 飯塚 定輔君

郵政事務官 (郵政局長) 小野 吉郎君

郵政事務官 (郵政局長) 宮本 武夫君

郵政事務官 (郵政局長) 渡邊 秀一君

郵政事務官 (郵政局長) 稲田 稔君

專門員 山戸 利生君

專門員 山戸 利生君

專門員 山戸 利生君

專門員 山戸 利生君

專門員 山戸 利生君

專門員 山戸 利生君

專門員 山戸 利生君

專門員 山戸 利生君

專門員 山戸 利生君

專門員 山戸 利生君

專門員 山戸 利生君

專門員 山戸 利生君

專門員 山戸 利生君

專門員 山戸 利生君

專門員 山戸 利生君

專門員 山戸 利生君

專門員 山戸 利生君

專門員 山戸 利生君

專門員 山戸 利生君

專門員 山戸 利生君

專門員 山戸 利生君

專門員 山戸 利生君

別所村に郵便局設置の請願(小林綱治君紹介)(第四五八四号)

合併市町村内の郵便局及び電報電話局統合に関する請願(小枝一雄君紹介)(第四六〇七号)

安室に郵便局設置の請願(有田喜一君紹介)(第四六二四号)

西有家郵便局を集配局に昇格の請願(田口長治郎君紹介)(第四六二五号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二十四日

行政改革に伴う特定郵便局職員の減員反対の陳情書(福岡県鞍手郡古月村古月郵便局振栗直枝外五十六名)(第二九五五号)

特定郵便局廃止反対に関する陳情書(福岡県直方市新町町直方新人郵便局草野勇作外五十七名)(第二九五六号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

軍事郵便貯金等特別処理法案(内閣提出第一六四号)

郵政行政に関する件

○田中委員長 これより郵政委員会を開会いたします。

去る二十四日、本委員会に付託になりました軍事郵便貯金等特別処理法案を議題として、その審査に入ります。

まずその趣旨の説明を求めます。

軍事郵便貯金等特別処理法案(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、軍事郵便貯

金、軍事郵便為替、外地郵便貯金、外地郵便為替、外地郵便振替貯金等の特別処理に關し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語は、当該各号に定める定義に従うものとする。

一 「軍事郵便貯金」とは、旧野戦郵便局又は旧海軍軍用郵便所へ振出の請求があつた郵便為替をいう。

二 「軍事郵便為替」とは、旧野戦郵便局又は旧海軍軍用郵便所へ振出の請求があつた郵便為替をいう。

三 「外地郵便貯金」とは、旧外地等にあつた郵便局で預入された郵便貯金をいう。

四 「外地郵便為替」とは、旧外地等にあつた郵便局に振出の請求があつた郵便為替をいう。

五 「外地郵便振替貯金」とは、旧外地等にあつた郵便局で払い込まれた郵便振替貯金の払込金(口座に受け入れられたものを含む)をいう。

六 「旧外地等」とは、朝鮮、台湾、閩東州、樺太、千島列島、南洋群島、小笠原諸島、硫黄列島、硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)をいう。

(軍事郵便貯金の換算)

第三条 昭和二十年八月十六日以後預入された軍事郵便貯金の現在高

(この法律の施行前に本邦にある郵便局で払いもどしがあつた軍事郵便貯金については、その払いもどし前の現在高)の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額千五百円までの部分につき

別表甲欄に掲げる換算率

二 表示金額千五百円をこえる部分のうち、別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が三千五百円となるまでの部分につき

別表乙欄に掲げる換算率

三 表示金額千五百円をこえる部分のうち、別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が三千五百円をこえることとなる部分につき

別表丙欄に掲げる換算率

(軍事郵便為替の換算)

第四条 昭和二十年八月十六日以後振出の請求があつた軍事郵便為替の金額(この法律の施行前に本邦にある郵便局で払込があつた軍事郵便為替については、その払込前の金額)は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額千円までの部分につき

別表甲欄に掲げる換算率

第五條 昭和二十年十月一日以後預入された外地郵便貯金の現在高の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円となるまでの部分につき

別表乙欄に掲げる換算率

二 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円をこえることとなる部分につき

別表丙欄に掲げる換算率

(外地郵便為替の換算)

第六條 昭和二十年十月一日以後振出の請求があつた外地郵便為替の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額千円までの部分につき

別表甲欄に掲げる換算率

二 表示金額千円をこえる部分につき

別表乙欄に掲げる換算率

三 表示金額千円をこえる部分のうち、別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円となるまでの部分につき

別表丙欄に掲げる換算率

(外地郵便振替貯金の換算)

第七條 昭和二十年十月一日以後払い込まれた外地郵便振替貯金(口座に受け入れられたものは、その現在高)の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円となるまでの部分につき

別表乙欄に掲げる換算率

二 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円をこえることとなる部分につき

別表丙欄に掲げる換算率

(外地郵便貯金の換算)

別表乙欄に掲げる換算率

別表丙欄に掲げる換算率

別表丁欄に掲げる換算率

別表戊欄に掲げる換算率

別表己欄に掲げる換算率

別表庚欄に掲げる換算率

別表辛欄に掲げる換算率

別表壬欄に掲げる換算率

別表癸欄に掲げる換算率

別表甲欄に掲げる換算率

別表乙欄に掲げる換算率

別表丙欄に掲げる換算率

別表丁欄に掲げる換算率

別表戊欄に掲げる換算率

別表己欄に掲げる換算率

別表庚欄に掲げる換算率

別表辛欄に掲げる換算率

別表壬欄に掲げる換算率

別表癸欄に掲げる換算率

換算率により換算した金額が五千円をこえることとなる部分につき

別表丙欄に掲げる換算率（軍事郵便貯金及び外地郵便貯金の取扱の制限）

第八条 郵政省は、預金者の請求により、軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の貯金通帳と引き換えに新たに通常郵便貯金の貯金通帳を交付する。

2 前項の規定による請求があつた場合において、預金者が他に通常郵便貯金の貯金通帳をもつて貯金の預入をしているときは、郵政省は、同項の規定にかかわらず、その貯金に軍事郵便貯金又は外地郵便貯金を組み入れる。

3 郵政省は、第一項の規定による貯金通帳の引換交付前の軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の貯金通帳によつては、払いもどし証書による全部払いもどしの取扱を除く。

て、貯金の預入及び払いもどしの取扱をしない。

4 郵政省は、外地郵便貯金である定額郵便貯金の貯金証書によつては、払いもどし証書による払いもどしの取扱を除いて、貯金の払いもどしの取扱をしない。

（払いもどし証書等の有効期間に関する特例）

第九条 軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の払いもどし証書、軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の為替証書及び旧外地等に於つた郵便振替貯金の口座所管庁の発行した払出証書で昭和十七年四月十七日以後この法律の施行前に発行されたものは、有効期間の計算については、この法律の施行の日に行なわれたものとみなす。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

別表

取扱機関の所在地域 (旧野戦郵便局及び旧海軍郵便所は、その最後の所在地を以てする。)	換算率 (1円に對する表示金額)		
	甲	乙	丙
朝鮮及び台湾	1円	1円	1.5円
關東州	1円	1円	1.6円
華北	1円	11円	100円
華中及び華南	1円	11円	432円
香港及び海南島	1円	10円	10円
マライ及びビルマ	1円	11円	432円
旧蘭領東印度諸島 (北ボルネオを含む)	1円	1円	6円
その他の地域	1円	1円	1円

〇飯塚政府委員 たいだいま議題となりました軍事郵便貯金等特別処理法案につきまして、大臣がやむを得ない事情のため出席いたしかねますので、私から提案理由を御説明申し上げることにいたします。

この法律案は、旧野戦郵便局または旧海軍軍用郵便所を取り扱われた軍事郵便貯金及び軍事郵便貯金並びに旧外地等に於つた郵便局で取扱われた外地郵便貯金、外地郵便貯金及び外地郵便振替貯金について、貯金通帳等に表示されている金額を一定の換算率により換算して支払うとともに、軍事郵便貯金及び外地郵便貯金の貯金通帳と引きかえに新たに通常郵便貯金の通帳を交付し、また預金者等を保護するため、払いもどし証書等の有効期間について特例を設けようとするものであります。

これ等為替、貯金等の支払いに關し、現在までとつて参りました措置について申し上げますと、軍事郵便貯金につきましては昭和二十年八月十六日以後の預入金のうち千五百円を越える部分、外地郵便貯金及び外地郵便振替貯金につきましては同年十月一日以後の預入金及び払込金の金額について、それ／＼支払いを留保し、また軍事郵便貯金及び外地郵便貯金につきましては、同年九月二十三日以前に本邦に到着したものの千円を越える部分及び同年九月二十四日以後本邦に到着したもの全額について支払いを留保して参つたのであります。この支払いの制限につきましては、従来預金者や受取人等からその解除方を強く要望されていたところであり、軍事郵便貯金等と同様にその支払いが停止されておりました一般の在外金融機関の取扱にかかると送金為替及び預貯金について支払いの措置がとられることとなりましたので、軍事郵便貯金等につきましてもこれとともに支払いの措置を講ずることが必要であると考えまして、在外財産問題調査会に諮問いたしました。その答申に基いて支払いの制限を撤廃しようとするものであります。その預入金等が終戦後の価値の下落した現地通貨等によつて受入れられていた事情を考慮いたしまして、表示金額のままに支払いをすることは適当でないと考えられ、右調査会の答申に基きまして、その取扱機関及び表示金額に應じ、一般の金融機関の未払送金為替または在外預金の支払いの際の換算率を適用して、その金額を換算して支払いをいたそうとするものであります。

次に、貯金通帳の引きかえについてであります。たいだいま申し上げましたように、軍事郵便貯金等の金額は換算して支払われることとなりますので、取扱いは整理にし、事務取扱の上で混乱を起さないようにするため、この際、その貯金通帳を一般の通常郵便貯金の通帳と引きかえることにより、便貯金及び外地郵便貯金の貯金通帳や、窓口に於ける即時払いや一部払いもどし等の取扱を制限しようとするものであります。

次に、払いもどし証書等の有効期間の特例についてであります。貯金の払いもどし証書、為替証書及び振替貯金の払出し証書には、それ／＼有効期間が設けられておりました。その期間が経過した後なお三年間証書の再交付の請求をしないでおりますと、払いもどし金等を受取る権利が消滅することになつております。ところが終戦当時旧外地等におきまして、混乱した状況の下に権利を行使する機会が与えられないまま期間が経過して権利が消滅してしまつたものにつきまして、特例を設けて、これを救済することが妥当であると考えられますので、昭和二十年八月十六日以後、有効期間が経過しては、この法律の施行の日その払いもどし証書等が発行されたものとみなして、権利の存続をはかるうとするものであります。

〇田中委員長 たいだいま説明を伺いました軍事郵便貯金等特別処理法案は、特に復興者、引揚者等に深い関連を持つ法案で、その速急なる成立を待望されておられるわけでございますが、本案に対する質疑は次会に行うことにいたします。

〇田中委員長 次に郵政行政について調査を進めたいと思ひます。郵政省の公務法適用職員と非適用職員の給与の不均衡は正につきましては、本委員会において今日までしばしば調査を進めて参りましたところ、昨日ようやくこの問題を解決するための、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案が人事委員会に付託され

たのであります。前回の委員会におきまして、本件の大體の骨子等について政府当局より説明を聴取し、若干の質疑を行つておるものであります。本件について政府側より、法案の名称等も正式にきまつたようでございますので、この際追加説明があれば伺いたいと思ひます。宮本人事部長。

○宮本説明員 この給与の特例法につきましては、大分前の委員会におきまして、郵政大臣からも三月中旬に国会に提案すべく準備中であるということをお聞き上げました。爾來関係各省と鋭意折衝を重ねておつたのであります。が、若干その間手取りまして、今回やつと国会に提案することになった次第でございます。先週の開議を終へましてこの法案が国会に提案された次第でございます。本日衆議院の人事委員会におきまして第一回の委員会が持たれました。加藤國務大臣より本案の提案理由の御説明がありまして、それでもつて本日この法案に関する委員会は落んでおります。大體以上であります。

○田中委員長 本件については前回の委員会において、本委員会として非常に深い関心を持つて来た關係から、付託委員会等のごときについても委員長に善処を求められたのであります。人事委員長及び人事委員の諸君にも、委員会の意図いたしておる点は十分連絡をいたしておりまして、早急成立をさせる意味合いにおいて、人事委員会の審議も急がれるようであります。なお本件については次回の委員会においてさらに連合審査会等を持つかどうかということについても、御相談をいたしたいと思ひます。

○田中委員長 なおこの際委員長より郵政当局に、秋田県の大館市の郵便局舎の問題についてお伺いをしておきたいと思ひます。御承知のように昨年の四月二十九日に大館郵便局の局舎が焼の厄にあつたので、ちやうど明日が一周年にあたるわけでありまして、実はこれの仮局舎もできないために、大館の市役所の一部及び借り入れたバラックで、二箇所におかれて業務を執行している状況であります。この復旧工事が非常に遅れておる關係から、大館市の方からは市庁舎の明け渡しを求められておるようでありまして、その後郵政内部でこの復旧建設の方がどういふように進んでおるか、この際承つておきたいと思ひます。

○飯塚政府委員 昨年の四月の下旬に大館の大火によりまして、局舎が全焼いたしましたので、その当時からわれわれといたしまして、すみやかなる復旧を企圖しておつた次第であります。従ひまして大館市の復旧に關しては、特に郵政省から簡易保険の積立金の特別の短期融資まで、去年は市当局に對していたしたのであります。けれども、その後郵便局を新築する点につきましても、時に大館市はこの大火にかんがみまして、永久建築をしたい、しかも防火都市として地区を設定して、防火都市を建設する、まことにその構想としてはわれわれも賛成しておるのであります。従ひまして今度の大館の郵便局の建築は、いわゆる本建築として、火災等に耐えるような建築を考へておるのであります。しかも大館といはしましては、特に大館市の特別なほからいによりまして、一般の市民の便利の点も考へまして、特に市庁舎を一

時貸していただいておりますのであります。これらの点から考へましても、すみやかに建築をしなければならぬことを当局としても考へておりまして、昨年の予算の組みかえ等によりまして、郵政省の建築、管轄關係では、かなり大幅な削減を見て、昨年は大館の建築はでき得なかつたのであります。二十九年度の予算には必ず大館の新築を執行したいと思つておりましたところ、緊縮予算の關係上、新規事業、管轄等に對しては、一切差控へなければならぬような方向に向つて来たのであります。しかしこの点が明らかにになりましたので、私も省議の際、同じ新規事業といつても、あるものをさらにこれを新しくつくるのか、ここに新しい構想によつてものをつくらうというのと、大館の災害の復旧とは性質が違ふので、たとえば新年度になつてから災害によつてなくなつた郵便局があつたとしたならば、それをそのままにしておくつもりであるか。これは常識から考へても、新たににつくらなければならぬというのではだれでもうなづけることである。それを考へた場合に、去年から約一年間、大館としては市でも郵便局でもがまんをして通つて来たのである、これはぜひつくらなければならぬというのを私も主張したのであります。従ひまして現在の郵政内部にいたしましては、何とかしてこの大館の郵便局舎の新築を今年中にやりたいという氣持を持つておるのであります。まず第一に敷地の問題でありますけれども、これはすでに整地等を行つておるのでありますから、地元、地元の市長その他郵便局關係からも、切実な訴えが何回となく出ておる

のであります。ただいま委員長のお話のように、この郵便局舎に對しては、地元においても非常に熱心に郵政当局に協力をして、その実現をこいねがつておる次第でありますから、私も郵政内部の人間として、部内においてすみやかに極力その実現を期したいと努力しております。なお郵務局、建築部等から参りまして、今までの経過等について御報告申し上げたいのでありますけれども、まだ見えておりません。お氣持と、地元から陳情等が参つております。その精神を、十分に大臣にも当局にも連絡いたしまして、すみやかに実現するように努力したいと思つております。

○田中委員長 委員長から重ねて伺いますが、なるほど局舎の改築等に要する予算が二十五億に削減されておるのではありませんか、この中には二十九年度に着手する新規工事の關係は全然含まれていないのですか、その点はいかがですか。

○飯塚政府委員 詳細な点は私はつきり存じておりませんが、この當分のうちには新築のものは一つもない、ただ従來からの継続事業にのみこれをを使うということを報告されております。

○田中委員長 なおこの大館市は秋田県にある關係から、政務次官の出身地の關係もあるもので、引続き御努力なされておることと思うのですが、ただいまの御答弁でありましたように、新たに永久建築をやるわけでありまして、けれども、まったくいふゆる新規の事業というのではなくて、災害復旧という点

だと思ひますので、ただ郵政内部で、政務次官の方で極力努力するということだけでは、これは地元の要求にも応じられないし、すでに一年間かりの局舎も建設しないで市庁舎等を借り入れてやるという以上は、これはすでに本建築のものをやるという方針が當然きまつておることだと思ひますのであります。要は実行だけの問題のようにも伺えるのであります。たとえば仙合の郵政局管内では、これは本年度において第一順位というが、最優先的にこれの建設にかかるという方針はすでに確定いたしておるのでしようか、念のため伺つておきたいと思ひます。

○飯塚政府委員 仙合の郵政局管内における郵便局の新築に關しましては、実は大館よりも先順位のものが從來あつたのであります。それを昨年度以来新築する方針で進んで参つたのでありますけれども、ちやうど一年前に大館が罹災したために、これをぜひその先順位のものと一緒にやつてほしいというのを昨年仙合当局にも要請して、仙合当局としても本省の予算にはぜひ入れてほしいという氣持を持つて、本省にも要請しておつたことと私は心得ております。昨年度から予算の削減をされたために、こういう結果になつたことは私としてもさぶる残念に思つておりますので、ただいま努力をしますと申し上げたことは、ただ努力をしてそれが実現できなかったという努力でない努力を私はしたいと思つて考へております。なお郵便局の次長も参つておりますから、その点を詳細にお答えしたいと思ひます。

○田中委員長 なお政務次官でも郵務局次長でもつこうですが伺いたい。

こういうふうに災害で、あとの局舎をどつちにしても建てなければならぬという場合には、いわゆる新規事業というふうなわけで通例押えられることになつておるのですから、われわれこの前本年度予算について説明を伺つたときにも、二十九年度において着工する新事業は全然やらないという形で予算が組まれておるといふような説明は、実は伺つておらないのであります。従つて全体の額はなるほど縮減せられましたけれども、その中においてもやはり二十九年度に着工するものは、新たに建設にかかるものは当然入り得るものだといふふうに了解しておつたのですが、その点はいかがでしうか。

○渡邊説明員 災害によるものも、その他の理由によるところの新築につきましても、これは新しい計画といたしまして同じように扱つております。火災によつて焼失いたしましたような場合には、もちろん早急に建築しなければならぬものと存じますが、やはり計画といたしましては、予算要求をやる場合に、そういうようなものを含めて要求いたしました、二十九年度につきましても、御承知の通り相当の予算の要求はいたしましたのでありますが、残念ながら削減を受けて御承知のようになつてしまつたので、二十九年度といたしましては、羽田の空港における郵便局の新設だけということに相なつた次第であります。

○飯塚政府委員 これは速記をとめてもらつた方がいいかもしれませんが、その問題につきましては、省議の際に郵政担当当局としてはそういう意見を述べられたので、その際私が、新営災

害の復旧と違ふからということを建築部長にも強く要求して、特にそのときから、実を言うと大館の郵便局に対してどうかしなければならぬという気持ちが出て来ておるのでありますから、その点はもうしばらく部内のやり繰りと申しますか、そういう点で極力努力するということで、さらに次の機会においてその結果を御報告申し上げるようにした方がいいのではないかと思ひます。

○田中委員長 ただいま政務次官からの御答弁にありましたように、早急に部内の意見もまとめていただいて、こういう災害復旧関係のものを新規事業と同一な形で取扱ふことは私は不当だと思ひます。その意味でも大蔵当局がそういう点について無理解であれば、これは委員会としても大蔵当局に對してそういう意見を述べなければならぬと思ひます。そういう意味でまず郵政省部内の意見をまとめていただいて、もちろん一年間で完成するわけではないと思ひますけれども、すでに敷地も整地までされておるといふことでありますならば、早急に何を振りかへても着工するような努力を要請しておきます。省の方針が具体的にまとまりましたならば、委員会の方へも報告を願ひたいと思ひます。

○飯塚政府委員 ただいまの御激励のお言葉によつて、われ／＼も非常に意を強うしたのでございますが、その線に沿つて至急に実現をするように努力いたしたいと思ひます。

○田中委員長 次回の委員会は追つて公報もつてお知らせすることとし、本日はこの程度で散会いたします。

午後二時五十分散会

昭和二十九年五月一日印刷

昭和二十九年五月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局